

「療養後も続く 新型コロナウイルス感染症との闘い」

全国的にこれまでにない規模の感染拡大を見た第5波ですが、高知県においても7月下旬から感染力の強いデルタ株が流行し、8月下旬からは1日の新規感染者数が100人を超える日が続くなど、過去最多の感染者数を経験しました。

誰もが感染者になり得る状況下で、感染への不安や心配は大きかったのではないのでしょうか。

感染症に対する差別や偏見

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）といいますが、この闘いは、もうすぐ2年が経過します。この間、ウイルスや感染対策について、多くのことが分かってきました。一人一人が、新型コロナに対する知識やその予防方法を身に付けてきたことと思います。

しかし、ウイルスは目に見えないものであるために、感染するリスクを恐れる気持ちから、感染された方やその家族に対する差別や偏見が強く、理解が進まないの事実です。

このように、感染した人は新型コロナという「病気」だけでなく、新型コロナへの「不安」、新型コロナ感染者に対する「差別」の3つに直面しています。感染が拡大する中、社会のさまざまな場面において、不安や理解不足を背景とした人権問題が、私たちの周りでも起こっているのです。

感染症と人権

新型コロナウイルス等対策特別措置法等を一部改正する法律がことし

感染者が直面する不安

感染された方は、「周囲からどう思われるだろうか」「仕事や学校に無事復帰できるだろうか」「これからどうなるのだろうか」など、さまざまな不安を抱えています。実際、療養を終えた方からは、周囲に感染させる可能性はなくなったにもかかわらず、施設の利用や入店を断られたり、誹謗中傷を受け、これまでの人間関係を断ち切られたりして、つらい思いをしたという話を聞きました。

の2月13日に施行され、新型コロナに関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。誰もが感染したくないと思います。しかし、感染への不安や心配によるものであっても、人権侵害につながる言動は決して許されるものではありません。適切な感染対策を行うとともに、正しい知識と思いやりを持って、冷静な行動に努めることが大切です。

差別や偏見があることで、感染したことを打ち明けづらくなるかもしれないこと、逆に、気兼ねな

く打ち明けられて、症状出現後すぐ受診することができれば、周囲に感染させる機会を減らすことができます。また、行動歴や接触状況をしっかり調査・追跡できれば、さらなる感染拡大を防ぎ、クラスターを抑え込むことができます。

恐れるべきはウイルスであって人ではありません。個人の尊厳を守るため、また、感染拡大を防ぐために、社会全体で新型コロナウイルス感染症への理解を深め、差別や偏見をなくすることが重要です。

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

※11月9日現在の情報です。

ワクチン接種に関するお知らせ

新型コロナウイルスワクチンコールセンター
☎0120-920-737 (受付時間 9時~17時)

▶3回目のワクチン接種が始まります

2回目の接種後、おおむね8カ月以上経過した方を対象として、3回目のワクチン接種が始まります。接種が可能となる日より前に、接種券一体型予診票※および予防接種済証を順次お送りします。接種券一体型予診票が届いた方は、ウェブまたは電話での予約をお願いします。詳しくは、同封するお知らせ文書をご確認ください。

※1・2回目とは異なり、予診票にあらかじめ接種券が印字されたものです。

対象 2回目を接種してから8カ月以上経過した方

▼接種券一体型予診票の発送スケジュール(予定)

対象者(2回目接種時期)	発送予定日	到着予定日
4月30日まで	11月16日(火)	11月18日(木)・19日(金)・22日(月)
5月1日~31日	12月13日(月)	12月15日(水)・16日(木)・17日(金)
6月1日~5日	1月7日(金)	1月11日(火)・12日(水)・13日(木)
6月6日~12日	1月14日(金)	1月17日(月)・18日(火)・19日(水)
6月13日~19日	1月21日(金)	1月24日(月)・25日(火)・26日(水)
6月20日~26日	1月28日(金)	1月31日(月)・2月1日(火)・2日(水)
6月27日以降	2月以降順次	2月以降

日程 12月1日から接種可能医療機関で開始予定

医療機関の一覧はこちら▶

注意事項

●他市町村で2回目の接種をした後に本市に転入された方は、市で接種記録を確認できないことがあり、その場合は接種券一体型予診票をお送りすることができません。8カ月以上経過しても届かない場合は、**新型コロナウイルスコールセンター(☎0120-920-737)にご連絡ください。**

市民・事業者の皆さんへのお知らせ

詳細 商工振興課☎823-9375

▶高知市酒類販売事業者応援給付金の申請を受け付けています

対象 市内に主たる事務所・本社等のある中小法人等または個人事業者のうち、次の要件に該当する人
※個人事業者は市内に住民基本台帳があること。

- 8月および9月の「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、県が要請した酒類提供の停止に応じた飲食店等と取引引きがある酒類販売事業者または酒類製造事業者。
- 8月または9月の売上額が対前年比または対前々年比で30%以上減少した方。

▶高知市「食ベタクーポン」を販売します

内容 6,000円のクーポン(飲食券1,000円分×5枚+タクシー券500円×2枚)を3,000円で販売します。1人1会計2セットまで購入可能(現金決済のみ)。利用可能店舗は、専用HPで12月4日(土)に公開予定のほか、新聞広告でもお知らせします。

利用期間 12月16日(木)~1月31日(月)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、クーポンの使用を制限する可能性があります。

締め切り 1月31日(月) (当日消印有効)

申請書は、商工振興課HPのほか、市役所本庁舎1階総合案内または商工振興課に用意しています。

▶給付額算定の対象となるのは、8月分と9月分の売上減少額です。給付上限額は売上減少率によって異なりますので、給付額の計算や申請方法等、詳しくは商工振興課HPをご覧ください。

販売日 12月5日(日) (1回目)・6日(月) (2回目)

※2回に分けて、各店舗で定数(計6万セット)を販売します。各店舗で売れ残った場合は12月7日(火)以降も販売します。

販売場所 市内スーパー等(エースワン全店・エーマックス全店・サニーマートおよび毎日屋各店・サンシャイン全店・サンプラザ全店・TSUTAYA全店)

お問い合わせは、高知市食ベタクーポン事業事務局(株)ユーエスケー内 ☎856-5253へ

※受付時間は月~金9時半~18時(祝日および年末年始を除く)

困ったときは 必ず相談!

● **新型コロナウイルス健康相談センター**
(帰国者・接触者相談センター) ☎823-9300

新型コロナに関する一般的な相談に、保健師・看護師等の専門職が対応します。

※年中無休9時~17時

● **高知市保健所 地域保健課** ☎822-0577

感染者や濃厚接触者からの、新型コロナに関する相談にお答えします。

● **高知市役所 人権同和・男女共同参画課** ☎823-9449

新型コロナに関連して、誹謗中傷などでお困りのときはご相談ください。

● **高知県立精神保健福祉センター** ☎821-4966

「つらい気持ちを誰かに話す」ことでつらさが和らぐことがあります。一人で抱え込まず、ご相談ください。

※いずれも月~金曜日 8時半~17時15分